

改正

平成18年3月14日

平成19年4月1日

令和3年10月4日要綱第54号

滝川市ホームページ広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、滝川市ホームページ（以下「ホームページ」という。）の広告掲載に関し、滝川市広告掲載に関する要綱（平成17年9月26日施行）及び滝川市広告掲載基準（平成17年9月26日施行）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告主の範囲と優先順位)

第2条 広告主は、市のホームページという性格上、公共性の高いものを優先させることとし、その優先順位は、次のとおりとする。

優先順位	広告主
1	公共交通機関、電力会社、ガス事業者、電話会社、新聞社、銀行、信用金庫、信用組合その他これらに類するもの
2	市内の商店、専門店その他これらに類するもの
3	滝川市内の消費者にとって有益と思われるもの

(広告の掲載位置)

第3条 広告を掲載する位置は、ホームページのトップページで市が指定した位置とする。

2 前項の規定にかかわらず、広告主がホームページのトップページ以外のページ（以下「他のページ」という。）へ広告を掲載しようとする場合であって、市長が特別の理由があると認めるときは、当該他のページに広告を掲載することができる。

(広告の枠数、掲載料、規格及び制限)

第4条 掲載する広告は、バナー広告とし、その広告の枠数、掲載料及び規格は、次のとおりとする。

(1) ホームページのトップページにおける広告枠数は、最大8枠とする。

(2) 広告の掲載料及び規格は、次のとおりとする。この場合において、「6月」又は「1年」の期間に係る料金は、1の会計年度内における6月又は1年の期間について適用するものとする。

ア 掲載料金

(ア) トップページ1枠(税込み)

期間	金額
1月	15,000円
6月	85,000円
1年	165,000円

(イ) 他のページ1枠(税込み)

期間	金額
1月	10,000円
6月	57,000円
1年	110,000円

イ 規格 1枠につき縦50ピクセル×横160ピクセル、10キロバイト以内、G I F形式又はJ P E G形式

ウ 制限 J a v a及びJ a v a S c r i p tを使用したもの、高速振動、高速点滅イメージ、アラートマークのようなエラー表示イメージのものは使用不可とし、ループは最長5秒で、その後停止すること

2 広告は、前項の規格に基づき広告主が作成する。

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、月の初日から末日までの1月単位で最長1年とし、更新を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、同項の期間に満たない掲載を行うことができる。

(広告掲載期間の延長)

第6条 広告掲載期間内に市の都合でホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、当該閉鎖を行った期間が1日に満たない場合にあつては、掲載期間の延長は行わない。

2 広告主の責めに帰さない理由により、市が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日に満たない場合にあつては、掲載期間の延長は行わない。

3 前2項における掲載期間を延長する日数の算定にあつては、24時間に満たない端数の時間は、切り捨てるものとする。

(広告主の募集・決定等)

第7条 広告主の募集方法は、ホームページなどの広報媒体を活用して公募する。

2 広告の掲載は、申込みの受付順位により決定する。

3 前項の場合において、郵送等によるため受付順位により難しいときは第2条の順位により広告掲載者を決定する。この場合において、同順位の者が2者以上あるときは、掲載希望月数の多い者を優先することができる。

4 前項の規定によっても、なお広告掲載希望者の数が第4条に規定する枠数を超えるときは、抽選により広告掲載者を決定する。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告掲載料は、掲載の決定後、滝川市が指定する期日までに、納付しなければならないものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(掲載の承認)

第9条 広告主は、掲載しようとする広告の原稿をあらかじめ滝川市に提出し、承認を受けなければならない。

2 広告掲載後の軽微な変更は、第2条に規定する基本原則を遵守することとし、大幅な変更を行った場合は、滝川市の承認を受けることとする。

附 則

この基準は、平成17年11月11日から施行する。

附 則 (平成18年3月14日)

この基準は、平成18年3月14日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日)

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年10月4日要綱第54号)

この基準は、令和3年10月4日から施行する。